

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月12日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	広島市
4. 届出番号	14
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1470120259769/index.html

執行機関名 広島市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)による市営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)、住宅地区改良法による改良住宅及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅を除く。以下同じ。)、市営住宅等附設駐車場(市営店舗の使用者に係る駐車場及びその附帯施設を除く。以下同じ。)及び自動車保管場所(市営店舗の使用者に係る自動車保管場所を除く。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による特賃住宅を除く特賃住宅に係るものに限る。)
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 10の項 広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)による市営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)、住宅地区改良法による改良住宅及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅を除く。以下同じ。)、市営住宅等附設駐車場(市営店舗の使用者に係る駐車場及びその附帯施設を除く。以下同じ。)及び自動車保管場所(市営店舗の使用者に係る自動車保管場所を除く。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第一条	広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)第1条、第2条第9号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「促進法」という。)に基づく市営住宅その他の市営住宅(共同施設を含む。)、市営店舗(共同施設を含む。)並びに市営住宅等附設駐車場の整備、設置及び管理に関しては、法令その他別に定めのあるものを除くほか、この条例に定めるところによる。 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (9) 特賃住宅 中堅所得者等に賃貸するため、本市が促進法その他の定めによる国の補助を受けて建設した住宅をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		広島市市営住宅等条例(平成9年広島市条例第35号)